

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	牧村 健治
登録番号又は法人番号	12261353
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	行政書士さくら並木法務事務所
事務所所在地	大阪府枚方市長尾谷町2丁目3番地の16
処分年月日	平成30年2月20日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第8条第1項、第6条の4、第10条、会則第12条、第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼を受け報酬を受け取りながら、受任した業務を履行せず、依頼者との連絡を絶ち、返金もしていない。このような行為は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。</p> <p>また、登録事務所の使用実態がなく、事務所の設置又は変更登録の規定に違反している。</p> <p>そして、2年以上会費を滞納しており、会則に違反している。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 （事務所） 第八条 行政書士（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士（第三項において「使用人である行政書士等」という。）を除く。次項、次条、第十条の二及び第十一条において同じ。）は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。</p> <p>（以下略） （変更登録） 第六条の四 行政書士は、第六条第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>（行政書士の責務） 第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>会則 （会費） 第12条 個人会員及び法人会員は、それぞれ、総会で定める額の会費を納</p>

入しなければならない。

(以下略)

(責 務)

第 40 条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。